

○経済産業省令第 号

鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第五条及び第八条の規定に基づき、鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和三年 月 日

経済産業大臣 名

鉱山保安法施行規則の一部を改正する省令

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（粉じんの処理）</p> <p>第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具であって、有効な防じん機能を有するものを着用させること。</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五-1に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>三～十一 [略]</p>	<p>（粉じんの処理）</p> <p>第十条 法第五条及び第八条の規定に基づき、粉じんの処理について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 粉じんが発生し、又は飛散する作業場において、鉱山労働者に作業を行わせるときは、次に掲げるいずれかの呼吸用保護具を着用させること。</p> <p>イ 産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格（以下単に「日本産業規格」という。）T八一五-1に適合する防じんマスク又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>ロ 日本産業規格T八一五七に適合する電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具</p> <p>三～十一 [略]</p>
備考 表中の [ ] は注記である。	

附 則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○鉱業権者が講ずべき措置事例（内規）（平成16・11・19原院第1号） 新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改 正 後	改 正 前
<p>鉱業権者が講ずべき措置事例 （平成16・11・19原院第1号）</p> <p>平成16年11月19日制定</p> <p>平成19年 3月30日一部改正（平成19年4月1日施行）</p> <p>平成20年 3月19日一部改正（平成20年3月21日施行）</p> <p>平成24年 6月 1日一部改正（平成24年6月1日施行）</p> <p><u>令和 3年 3月 日一部改正（令和 3年4月1日施行）</u></p>	<p>鉱業権者が講ずべき措置事例 （平成16・11・19原院第1号）</p> <p>平成16年11月19日制定</p> <p>平成19年 3月30日一部改正（平成19年4月1日施行）</p> <p>平成20年 3月19日一部改正（平成20年3月21日施行）</p> <p>平成24年 6月 1日一部改正（平成24年6月1日施行）</p>

第8章 粉じんの処理

鉱山保安法施行規則第10条（粉じんの処理）

1 [略]

2 鉱山保安法施行規則第10条第2号にかかる取り扱いは次のとおりとする。

(1) 鉱山保安法施行規則第10条第4号に規定する常時著しく粉塵が発生し、又は飛散する坑内作業場においては、同条第2号に規定する「有効な防じん機能を有するもの」とは、要求防護係数を上回る指定防護係数を有する呼吸用保護具をいう。この場合において、要求防護係数は、次の式により計算するものとする。

$$P Fr = \frac{C}{\frac{3.0}{1.19Q+1}}$$

ここに P Fr : 要求防護係数

C : 鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成17年経済産業省告示第61号）第14条の測定点における粉じん濃度の測定値の算術平均値（単位 ミリグラム毎立方メートル）

Q : 同第16条の測定における遊離けい酸の含有率（単位 パーセント）

また、この場合において、指定防護係数は、表-1の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。ただし、表-2の左欄に掲げる電動ファン付き呼吸用保護具を使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具の防護係数が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とすることができることとする。

(表-1)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数	
防じんマスク	取替え式	全面形面体	RS3又はRL3	50
			RS2又はRL2	14
			RS1又はRL1	4
		半面形面体	RS3又はRL3	10
			RS2又はRL2	10
			RS1又はRL1	4
	使い捨て式	DS3又はDL3	10	
		DS2又はDL2	10	
		DS1又はDL1	4	
電動ファン付き呼吸用保護具	全面形面体	S級	1,000	
		A級	90	
		A級又はB級	19	
	半面形面体	S級	50	
		A級	33	

第8章 粉じんの処理

鉱山保安法施行規則第10条（粉じんの処理）

1 [略]

[新設]

具		A級又はB級	PS1又はPL1	14
	フード形又はフェイスシールド形	S級	PS3又はPL3	25
		A級		20
		S級又はA級	PS2又はPL2	20
		S級、A級又はB級	PS1又はPL1	11
備考 RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2及びDL3は、日本産業規格T8151（防じんマスク）による区分（表-2において同じ）であること。S級、A級及びB級は、日本産業規格T8157（電動ファン付き呼吸用保護具）による区分（同表において同じ）であること。				

(表-2)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数
電動ファン付き呼吸用保護具	半面形面体又はフェイスシールド形	S級かつPS3又はPL3	300
	フード形		1,000

(2) 鉱山保安法施行規則第10条第2号イに規定する日本産業規格T8151に適合する防じんマスクを着用させるときは、顔面への密着性の確認を行わせるものとする。

\* 「日本産業規格T8151に適合する防じんマスクの顔面への密着性の確認」を行う方法については、厚生労働省労働基準局長通知「防じんマスクの選択、使用等について（平成17年2月7日付け基発第0207006号）第13 防じんマスクの使用に当たっての留意事項」を参照。

(3) 鉱山保安法施行規則第10条第2号ロ中、「同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」の「呼吸用保護具」とは、エアラインマスクをいう。ただし、鉱山保安法施行規則第10条第4号の常時著しく粉塵が発生し、又は飛散する坑内作業場においては、同条第2号に規定する「有効な防じん機能を有するもの」とは、要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものとする。この場合において、要求防護係数は、(1)の式により計算するものとする。

また、この場合において、指定防護係数は、表-3の左欄に掲げる呼吸用保護具の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる値とする。ただし、表-4の左欄に掲げるエアラインマスクを使用した作業における当該呼吸用保護具の外側及び内側の粉じん濃度の測定又はそれと同等の測定の結果により得られた当該呼吸用保護具の防護係数が同表の右欄に掲げる指定防護係数を上回ることを当該呼吸用保護具の製造者が明らかにする書面が当該呼吸用保護具に添付されている場合は、同表の左欄に掲げる呼吸用保護具については、同表の右欄に掲げる値とすることができることとする。

(表-3)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数
エアラインマスク	全面形面体	プレッシャデマンド形	1,000
		デマンド形	50
		一定流量形	1,000
	半面形面体	プレッシャデマンド形	50

[新設]

2 鉱山保安法施行規則第10条第2号ロ中、「同等以上の防じん機能を有する呼吸用保護具」の「呼吸用保護具」とは、次のとおり。

- ・エアラインマスク

		デマンド形	10
		一定流量形	50
	フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	25

(表-4)

呼吸用保護具の種類			指定防護係数
エアライ ンマスク	フード形	一定流量形	1,000

\* 「保護具を着用させる場合」とは、車両系鉱山機械及びダンプトラック等のキャビン内での運転操作であり、外部の発じんの影響を受けず粉じんが流入しない場合であっても、粉じんが発生し、又は飛散する箇所において、キャビン内から外部へ出入りする場合は、キャビン内についても含む。

3～7 [略]

\* 「保護具を着用させる場合」とは、車両系鉱山機械及びダンプトラック等のキャビン内での運転操作であり、外部の発じんの影響を受けず粉じんが流入しない場合であっても、粉じんが発生し、又は飛散する箇所において、キャビン内から外部へ出入りする場合は、キャビン内についても含む。

3～7 [略]